

眩川

行町 16
川 28
TEL 120
編集課
総務 1968.8.20号

国保医療費

四、六〇〇万円(四三年度見込)

— 四二年度 四、一四六万円 —

眩川町の国保被保険者は、毎年減少しているが、医療費総額は、四一年度三七、三〇〇千円であったが、四二年度は、四一、四六三千円となった。さらに四三年度には、自然増と医療点数改訂による増加で四六、二二二千円となる見込みです。

したがって、保険税率が引上げとなりました。

医療費総額は、被保険者一人当たり、四一年度八、五八三円であり、四二年度は九、九三六円(一五、八%増)となった。

四三年度は、一一、四三〇円(一五%増)の見込みであり、県平均一一、九六五円(見込)よりやや低めとなっている。

○医療費と保険税

医療費総額のうち、三〇%は皆さんが病院等の窓口で支払っていますが、七〇%は町が各々の医療機関へ毎月支払っているわけです。

この財源は、国の補助金等と保険税を充てる他ありません。医療費総額の四〇%は国庫負担金として、又約五%が調整交付金として交付されるので、残る二五%が保険税となります。

ですから、被保険者の受診した医療費の増加は、保険税の増額に直接つながります。

国民健康保険税は、目的税とな

別表4

| | |
|---------------|---------------|
| 医療費総額 (調整交付金) | |
| 国庫負担金 40% | 保険税 25% |
| 窓口払分 30% | 被保険者負担分 (70%) |
| | 国庫補助金等 5% |

医療費総額のうち、三〇%は皆さんが病院等の窓口で支払っていますが、七〇%は町が各々の医療機関へ毎月支払っているわけです。

この財源は、国の補助金等と保険税を充てる他ありません。医療費総額の四〇%は国庫負担金として、又約五%が調整交付金として交付されるので、残る二五%が保険税となります。

○療養諸費二、九一二万円 四二年度決算

四二年度の国保特別会計の決算状況は、別表(口)のとおりです。受診件数一七、二五四件で、医療費総額は、四一、四六三千円となり、このうち被保険者負担分として二九、一一八千円を支出した。

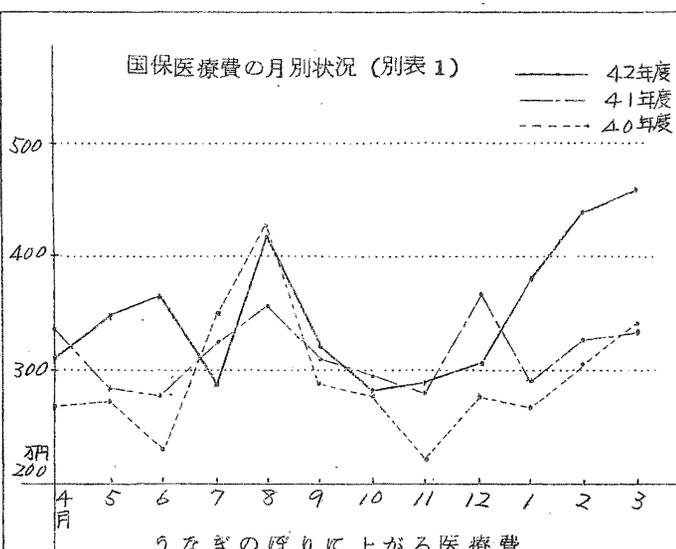
その他の給付費として、助産費、

○保険税調定額一、一五〇万円 四三年度予算

四三年度国保特別会計予算は、別表(口)のとおりです。

予算においては、医療費の推計が基礎となります。

医療費の推計は、過去三ヶ年の実績を基にして、入院、入院外、歯科別に一人当たり医療費の自然上昇率を求め算出します。特に本年度は、昨年十二月一日から施行された。



四三年度医療費総額は、四六二二二千円(前年度に比べ一五%増)の見込みです。

したがって、被保険者負担額は三二、六一五千円にのぼる見込みです。

そのうち国庫負担金等として、二一、一一五千円が交付されるので、残る一一、五〇〇千円を保険税として徴収しなければなりません。

○保険税の賦課

保険税は次のように賦課されます。

(1)所得割として、四二年中の所得額から十一万円を差引いた金額に左の税率を乗じた金額。

(2)資産割として、固定資産税額に左の税率を乗じた金額。

(3)均等割として、四月一日現在の被保険者数に左の税率を乗じた金額。

(4)平等割として、左の金額

右の金額の合計額が年税額です。

(税率)

所得割 一、八四%

資産割 四五、八〇%

均等割一人当たり 九二〇円

平等割一世帯当たり二、六六〇円

右により算出した年税額からすでに課税した第一期(五月)分を差引いた金額を、第二期(八月)第三期(十月)、第四期(十一月)及び第五期(一月)に分けて課税します。

たとえば、年税額一、二〇〇円となった世帯の場合、第一期分として二〇〇円がすでに課税されておれば、第二期以降の税額は、各期二五〇円となります。

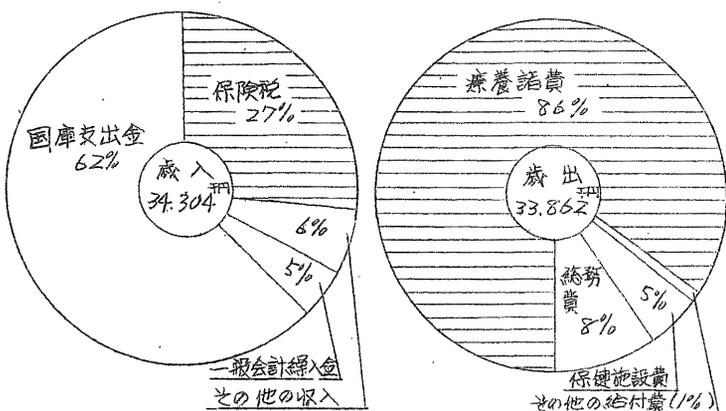
○保険税額の調整

八月に決定された保険税は、年度中途における転入、転出、出生、死亡による被保険者の異動については調整されませんが、他の保険に加入したり、他の保険から国保に移行したとき、又は世帯全員が異動したときは、月割計算で調整されます。

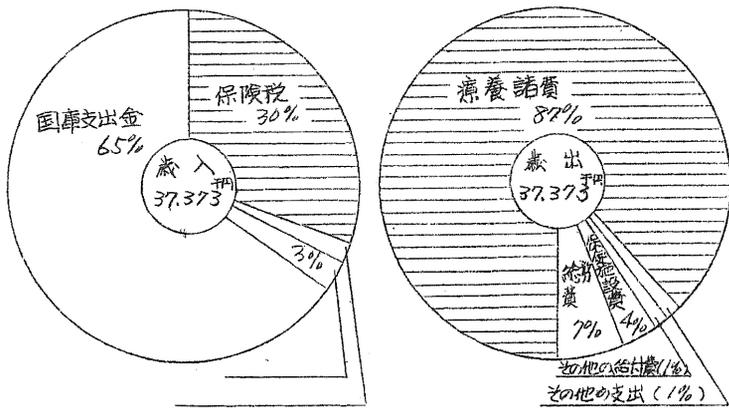
被保険者の異動は十四日以内に届け出ましょう



昭和42年度国保会計決算状況 (別表2)



昭和43年度国保会計予算 (別表3)



○保険税の減額

次のような世帯は保険税が減額されます。

(1)前年中の所得から十一万円を差引いた金額が、被保険者(世帯主を除く)一人当り四万五千円をこえない世帯は、八五六円と一人につき二九二円の合計額が減額されます。

たとえば五人世帯の場合、所得額が二九万円以下の世帯は、二一六円が減額されます。

(2)前年中の所得が十一万円以下である世帯は、一、二八四円と一人につき四三八円の合計額が減額されます。

たとえば、所得額が十一万円以下で三人世帯のときは、二、五九八円が減額されます。

○大切な

医療費の節約

うなぎのぼりに上がる医療費は、各地で問題となつています。併せて医療費の節約を考えねばなりません。

体力づくりは、先ず大切でしょう。

一人一人が、病気の早期発見、早期治療に心がけねばなりません。町に於いては、各種予防注射をはじめ、成人病検診、ガン検診、老人健康診査、乳幼児検診など、各種検診を平均三日に一回実施していただきます。

さらに本年度から衛生相談所を各地域で開設しています。

このような検診を一人一人が積極的に受けるようつとめることが大切です。

△夏の交通事故防止▽

あぶない居眠り運転

夏は、暑さのため涼しさを求めての暴走運転、カミナリ族の横行、居眠り運転、飲酒運転等交通事故の原因となるものが多く、例年事故が多く起きています。また夏休み中の気のゆるみなどから、こともの事故も多くなつて見えます。

最近の事故を分析して見ますと、重大事故のほとんどは暴走運転など交通事故によるものが多く、またこれからの暑さに向つてますます増加が予想されます。

そこで八月はこのような事故をなくすために

○暴走運転の防止

○過労運転の防止

○飲酒運転の防止

○学童・幼児の事故防止

の四点を重点にして、町民のみなさんも、夏を明るく楽しくすごすため、次のことに注意して交通事故

の防止につとめて下さい。

(1)暴走運転をやめよう

制限速度を無視してむちゃなスピードで走ることは、次の理由で大変危険なことです。

◎危険を感じて急ブレーキをかけても車はすぐに止まらない。

◎衝突した場合、衝撃力が強く死亡率が高い。

◎過労は自動車の運転に大きな影響を与えます。夏は暑さのためとくに疲労度が高く、過労で注意力が散漫になったり活動機能が低下して居眠り運転が多く起きています。

◎あくびが出はじめる。

◎ハンドルを握る手がしびれにさがる。

◎片手ハンドルになる。

◎マパタキが多くなる。

◎信号標識を見まちがえる。

こんな徴候が見えたら危険信号です。運転を一時中止してひと休みして下さい。

◎飲酒運転の追放

飲酒運転は自殺行為であり殺人行為でもあります。酒を飲んで運転をしないというものは、運転中に課せられたもつとも重大な義務です。周囲の人も、運転する人に対しては酒を飲まないという責任を持たなければなりません。飲酒運転による事故は、運転車の自覚と運転車以外の人達の理解と協力がなければ、絶対に防ぐことはできません。

◎飲んだら飲まない、のるなら飲まない。

◎のる人には飲ませるな

登録の申し出は、本人が町の選挙管理委員会へ印鑑を持参して行って下さい。

九月は選挙人名簿登録月

登録月

九月は、選挙人名簿の登録月です。満二十才に達した人で本町に住所を有している人又は住所を有するに至った人は、九月一日までに登録の申し出をしていただくようお願いいたします。

三箇月以上住所を有している人は、今回その他の人は十二月に選挙人名簿に登録されることとなります。

登録の申し出は、本人が町の選挙管理委員会へ印鑑を持参して行って下さい。

◎のる人には飲ませるな

◎飲んだら飲まない、のるなら飲まない。

◎のる人には飲ませるな

○いろいろなことを誓い合いましよう。
○こどもたちにとつてはセミとり、魚とり、水泳など楽しい毎日ですがこのような生活が続くと次第に気持ちのゆるみ、交通事故に対する警戒心がうすれてきます。
○また、暑い時は食欲不振、睡眠不足などで非常に疲れやすくなりからだの動作もにぶくなって交通事故にあう率も高くなります。
○運転する人は、まず子供を見たら徐行を心がけ慎重な運転を行って下さい。

おしらせ

妊婦検診
一日時及び場所
九月十三日午後一時～三時
町役場会議室

現在妊娠中で母子健康手帳の交付を受けていない人は当日交付いたします。

乳児健康相談
一日時及び場所
九月十八日午後一時～三時
一、該当者
生後二ヶ月から八ヶ月迄の者
その他希望者

林業だより

肱川土場木材相場表

| 長寸 | 寸種 | すぎ | ひのき | まつ | その他 |
|------|------|----|-----|----|-------------|
| 4 m | 7cm下 | 90 | 91 | | ザツパルプ |
| | 8"上 | 62 | 64 | | 1.5 m~2.1 m |
| | 12" | 61 | 97 | | 未口6cm上 |
| 4.20 | 16" | 64 | 93 | 39 | 16円70銭 |
| | 30" | 67 | 98 | 43 | 松パルプ |
| 3.0 | 7下 | 60 | 60 | | 1.5 m~2.1 m |
| | 8上 | 45 | 50 | | 未口6cm上 |
| | 13" | 72 | 120 | | 21円50銭 |
| 3.2 | 16" | 60 | 95 | 30 | 松箱材 |
| | 7下 | 25 | 27 | | 未口13cm上 |
| 2.0 | 8上 | 20 | 22 | | 27円 |
| | 16" | 25 | 34 | | ~31円 |
| 2.1 | 30" | 40 | 43 | | |
| | 12上 | 20 | 21 | | |
| 6.0 | 13上 | 80 | 135 | | |
| 足場 | 1 m | | | | 55~90 |

本表は、肱川町内の自動車土場の価格です(才当り)故に 運賃や市場手数料など差し引いたものです

乾しいたけ相場表

県森連しいたけ共同販売所に於ける相場

- 入札の月日 8月7日
- 入札の箱数 760ヶ
一ス 17500kg
- 価格(K当り)
高値 香信 2,910円
平均 香信 2,310円
低値 どん 1,534円
安値 600円
- 概要
月おくれの盆集り要り中葉系系
良色物は人気が多くなり大他銘中柄
別はどんが下向きの相場の差がた
肉香は変形物下物が多目外品
特に今回は上物の黒子等取
中でもニエ、黒子で500~5000円

町の人口動態

| | |
|-----|--------|
| 世帯数 | 1,232人 |
| 人口 | 5,331人 |
| 男 | 2,658人 |
| 女 | 2,673人 |
| 出生 | 8人 |
| 死亡 | 5人 |

地籍調査だより
今年度の地籍調査はこの三地区を計画準備をすすめていますが、九月上旬より現地測量に着手し来年三月末までに終了予定です。
この測量に先立ち、この地区内に土地を所有している方は、境界を切開き、適当な境界杭を十月末までに立てていただく事になっていきます。
今までの状況からみて境のはっきりしていると思われる所でも杭が立っていないと間違った測量の原因になり、修正測量に多くの手間を要しますので、今から早目に準備し、十月末までには全部終了よう御協力をお願いいたします。
尚見透しの悪い所等において樹木の小枝等を若干除材することがありますのであらかじめ御了承下さい。

